

セクシャルハラスメント

セクシャルハラスメントとは労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応（拒否や抵抗）による、その労働者が解雇、降格、減給、労働契約の更新拒否、昇進・昇格の対象からの除外、客観的に見て不利益な配置転換などを受けることです（対価型セクハラ）。または労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなどその労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じること（環境型セクハラ）を言います。男女雇用機会均等法により事業主にはその対策が義務付けられています。



第 2 6 3 号

2024年2月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212



あなたのセクハラ意識をチェック!

- ☐ 可愛い子には楽な仕事を担当させたいと思う
- ☐ 他人の身体的特徴を話題にする
- ☐ 食事やデートにしつこく誘う
- ☐ 職場でも性的な話題が時には必要だと思う
- ☐ 性的な冗談は相手も喜んでいと思う
- ☐ 宴会での裸踊りは誰が見ても楽しいと思う
- ☐ お酒のお酌やカラオケでのデュエットを執拗に誘う
- ☐ 体調の悪そうな女性に「生理日か」などと言う
- ☐ 肩に手を触れるのはスキンシップである
- ☐ 雑誌のヌード写真を他人に見せることがある

セクハラは、

「そんなつもりでは…」

は通用しない

法律上のセクハラに該当するかどうかの判断は、受け手の主観を重視しつつも一定の客観性が必要となります。法律に規定されている要件を満たし、一般的にはどう受け止められるかという客観的な基準によって評価されるのです。ですから、行為者側が「そんなつもりはなかった」としても本人の意に反する身体的接触によって強い精神的苦痛を被った場合などは、精神的な被害の程度により、セクハラと判断され得ます。



みんなで築こう 人権のまちづくり



第22回 和束町人権フェスティバル

2024年3月3日(日)

午前10時30分～午後3時

ファミリーコンサート

まごころ

ステージ さん

うたのおねえさん、おにいさん
と歌っておどるステージ♪

模擬店

- ・うどん
- ・ホルモン
- ・手作りパン
- ・わた菓子
- ・ジュース



保育園

園児コンサート

展 示

- ・啓発パネル・手芸作品
- ・編み物作品・パッチワーク作品
- ・健康体操 ・こども館作品
- ・保育園作品・小・中学校作品

ゴスペル歌手

市岡 裕子 さん

母の自死、弟の急死
等乗り越え、父「岡
八郎」との絆、絶望か
らの再起について語っ
ていただきます！

※内容は急遽変更となる場合があります

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。
悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その
問題の解決や解消を援助します。
人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』に
お越しください。

2月の相談日

月日・・・2月27日(火)
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)
でも人権に関わる相談を随時おこなって
いますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和束町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212

